

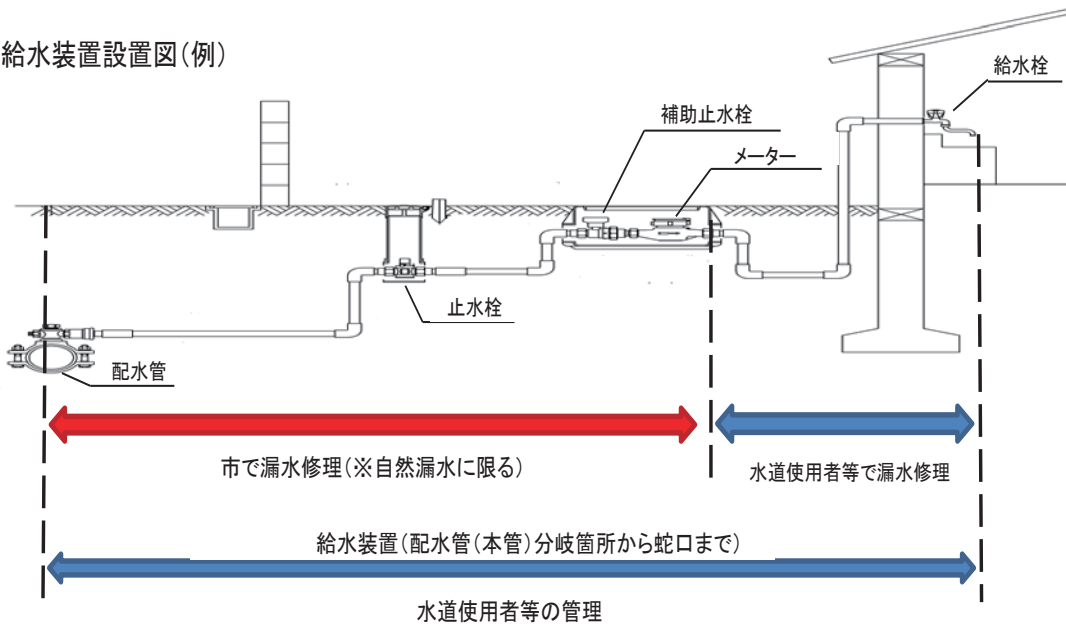


お知らせ

給水装置を適切に維持管理しましょう
谷和原庁舎上下水道課 ☎58・2111 (内線5308)

■給水装置の維持管理について
配水管(本管)から分岐して 宅地、建物などへ引き込まれた給水管や蛇口などの給水用具の

給水装置設置図(例)



ことを給水装置といえます。
水道メーターを除く給水装置は、水道使用者など(所有者または使用者)の皆さんが設置した財産であり、改造や修理の費用は皆さんの負担となります。適切な維持管理をお願いいたします。なお、給水装置に関する工

事は、市指定の給水装置工事業者に依頼ください。
ただし、原則として配水管(本管)から水道メーターまでの給水装置の老朽化による自然漏水は、市が修理費を負担します。発見した場合は上下水道課までご連絡ください。

■受水槽の管理について
受水槽以降の給水設備は設置管理者の管理となります。水質管理などを含め、常に安全な水を供給できるよう、日頃から定期的に設備を点検するとともに、清掃し、衛生的に管理しましょう。



子育て

子育て短期支援事業のご案内

伊奈庁舎子ども課

☎58・2111 (内線4206)

子育て短期支援事業(ショートステイ)とは、子どもの保護者が病気などの理由で、家庭で養育することが一時的に難しくなった子どもを、児童福祉施設でお預かりするサービスです。
▼利用対象Ⅱ対象となる子どもは、市内で暮らしている18歳未満の子どもで、その子どもは、保護者が次の理由に当てはまる場合に利用できます。
①病気などの健康上の理由
②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの身体上もしくは精神上の理由
③出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の理由

④冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な理由
⑤経済的な問題などにより、緊急または一時的に子どもの養育などを必要とする場合
▼利用施設Ⅱ利用施設は4施設です。
○社会福祉法人茨城県道心園(土浦市並木3・18・5)
○社会福祉法人窓愛園(土浦市殿里20)
○社会福祉法人同仁会(つくば市高崎802・1)
○日本赤十字社茨城県支部乳児院(水戸市小吹町2673・1)
▼利用上の注意Ⅱ利用期間は、

原則1回の利用につき7日以内です。施設に空きがない場合は利用できないこともあります。
▼利用料Ⅱ利用料は子ども1人につき1日あたりの金額で、保護者の収入に応じて変動します。
○生活保護世帯 無料
○非課税世帯・ひとり親世帯および養育者世帯
2歳未満の児童…1100円
2歳以上の児童…1000円
○その他の世帯
2歳未満の児童…5350円
2歳以上の児童…2750円
▼申請書類
○子育て短期支援事業利用申請書(こども課窓口)
○非課税世帯は「非課税証明書」の添付・印鑑